

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、鍋島東土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨届出があった。

令和元年5月24日

佐賀県知事 山口 祥 義

役職名	氏名	住所	就退任年月日
理事	古賀 六七規	佐賀市鍋島町大字蛸久120番地	平成31年3月31日 退任
〃	堤 保政	〃 開成二丁目10番62号	〃
〃	木本 正	〃 鍋島町大字蛸久1216番地	〃
〃	香月 秀敏	〃 〃 〃 618番地	〃
〃	角田 洋行	〃 〃 〃 1470番地 1	〃
〃	西久保 孝	〃 〃 〃 1140番地	〃
監事	古賀 信幸	〃 〃 〃 124番地	〃
〃	久野 良孝	〃 〃 大字八戸溝211番 地	〃
理事	古賀 六七規	佐賀市鍋島町大字蛸久120番地	平成31年4月1日 就任
〃	堤 保政	〃 開成二丁目10番62号	〃
〃	木本 正	〃 鍋島町大字蛸久1216番地	〃
〃	香月 秀敏	〃 〃 〃 618番地	〃
〃	角田 洋行	〃 〃 〃 1470番地 1	〃
〃	西久保 孝	〃 〃 〃 1140番地	〃
監事	古賀 信幸	〃 〃 〃 124番地	〃
〃	久野 良孝	〃 〃 大字八戸溝211番 地	〃